

○内閣府令第四十一号

道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令（令和三年政令第百七十二号）の施行に伴い、及び道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第五十二条第三項第二号（同条第六項及び同令第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年六月十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

「第一章～第八章の二 略」

第九章 告知書等の様式等（第四十条―第四十五条）

附則

第九章 告知書等の様式等

（納付書の様式）

第四十三条 令第五十二条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（令第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）又は令第五十二条の二第一項に規定する納付書の様式は、別記様式第二十八のとおりとする。

（振込みによる反則金の納付等において明らかにすべき事項）

第四十四条 令第五十二条第三項第二号（同条第六項及び令第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、前条の様式の納付書の各片の右最上欄の番号とする。

（公示通告書の様式）

第四十五条 「略」

改正前

目次

「第一章～第八章の二 同上」

第九章 告知書等の様式（第四十条―第四十四条）

附則

第九章 告知書等の様式

（納付書の様式）

第四十三条 令第五十二条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（令第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）又は令第五十二条の二第一項に規定する納付書の様式は、別記様式第二十八のとおりとする。

「条を加える。」

（公示通告書の様式）

第四十四条 「同上」

備考 表中「」の記載は注記である。

別記様式第二十九（第四十五条関係）

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知を受けた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
 - (1) 反則行為となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
 - (2) 反則行為の種別
告知書(6)記載のとおり。
上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。
なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 年 月 日

警察本部長
(警視總監) 印
(方面本部長)

告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号

別記様式第二十九（第四十四条関係）

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知を受けた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
 - (1) 反則行為となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
 - (2) 反則行為の種別
告知書(6)記載のとおり。
上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。
なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 年 月 日

警察本部長
(警視總監) 印
(方面本部長)

告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号

附 則

この府令は、道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年六月二十八日）から施行する。